１年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

　　　　　　　　　　　　　と　　　　　　　　　　　　は、１年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第１条　所定労働時間は、１年単位の変形労働時間制によるものとし、１年を平均して週４０時間を超えないものとする。

　　　　１日の所定労働時間は　　時間　　分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

　　　　始業：　　時　　分　　　　　終業：　　時　　分

　　　　休憩：　　時　　分～　　時　　分

（起算日）

第２条　変形期間の起算日は、令和　　年　　月　　日とする。

（休　日）

1. 変形期間における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

（時間外手当）

1. 会社は、第１条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第５条　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

　（１）１８歳未満の年少者

　（２）妊娠中又は産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

　（３）育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第６条　特定期間は定めないものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、起算日から１年間とする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　（使用者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　（従業員代表）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞